

グローバル化の進展の中での 大学教育の在り方について

【目次】

1. 大学の国際競争力の向上のための方策	P1
(1)大学の国際化、及び国際競争力の向上の意義.....	P1
(2)国際的に評価される教育を行うための方策.....	P1
(3)組織的・継続的な教育連携関係の構築.....	P2
(4)国際化の評価	P3
(5)海外における日本の大学の情報の提供.....	P3
2. 世界的規模での大学に関する評価活動への対応と、大学の評価 における国際的な視点の導入	P5
(参考1)高等教育の国際的な質保証を巡る世界の動向.....	P6
(参考2)OECD高等教育における学習成果の評価(AHELO)の 検討状況について.....	P7
(参考3)諸外国の質保証システムの概要.....	P8
(参考4)民間等による大学評価指標の例について.....	P9
(参考5)国際的な大学評価活動への各国の対応について.....	P10

1. 大学の国際競争力の向上のための方策

※以下の（１）～（５）は、大学グローバル化検討ワーキンググループ委員による意見を整理したもの

(1)大学の国際化、及び国際競争力の向上の意義

（委員からの主な意見）

- 大学の国際化、及び国際競争力の向上の意義の整理にあたっては、対象となる大学をそれぞれに明確化することが必要。
- 一方、急速に進行するグローバル化に対応し、スピード感を持って各大学が対応していく必要があることに留意すべき。

- 大学の国際化、国際競争力に関しては当面以下の観点が重要。

- －国際的に評価される教育の提供と、グローバルな社会で活躍できる人材の育成（英語による教育をはじめとする教育課程の改善や、高い国際競争力を有する教育研究拠点の形成を含む）

- －組織的・継続的な教育連携関係の構築（海外拠点等の整備や共同利用等を含む）

- －国際化に関する評価の充実

- －海外における日本の大学の情報の提供

国際競争力の向上を目指す大学においては、数値目標の設定も含めて具体的な目標を定めることが望ましい。

(2)国際的に評価される教育を行うための方策

（委員からの主な意見）

- 国際的に評価されるような教育を行うためには、まずは質の保証が絶対の前提条件となる。個々の大学の取組のみならず、国全体として厳格な質の保証を通じて信用を構築していくことにより、優秀な留学生の獲得にもつながる。

- GPAの導入や、現在中央教育審議会において検討が進んでいる学位プログラムの考え方を取り入れた教育課程の改善等を通じて、組織的な教育プログラムの導入が進むことが期待されるとともに、各大学の教育内容の透明化と質の保証を進めていくことが必要。

（大学の国際化に関して特に必要と考えられる教育内容・取組）

- ・英語による授業
- ・英語のみで学位が取得可能なコースの更なる増加

- ・外国人や海外で教育経験を有する教員の積極的な採用

- ・教員の資質向上

- ・インターンシップやカウンセラー、ティーチング・アシスタント(TA)等の整備

- ・その他国際化に対応する大学事務局の強化

- 外国の大学との連携により提供する短期留学プログラムについては、単位互換を前提としないものもあり、双方の留学生のインセンティブ向上の観点から、可能な限り双方の大学において単位認定を行うよう調整することが重要。
- 我が国において近年学位の名称数が多くなっていることについて、学位の国際通用性の観点から留意すべき。
- 継続的な教育プログラムが行われていくようにするためには、当初から大型あるいは長期型のプロジェクトに取り組むだけではなく、交換型あるいは短期留学による教育プログラムの開発も有効。
短期留学は各国においても、自国の魅力をアピールして優秀な留学生を獲得するために積極的な取組がみられるところであり、多様な魅力ある短期留学プログラムの創設が望まれる。
- 日本人の海外留学については、グローバルな社会で活躍できる人材の養成の観点から、多くの日本人が海外に留学することが重要。
その際、近年では学生の間には外国に行きたがらない傾向があるとの指摘も踏まえ、例えば特定の学部やコースにおける留学の義務づけや、単位取得を前提とした海外教育プログラム等の取組が有効。

(3)組織的・継続的な教育連携関係の構築

(委員からの主な意見)

- 教育連携関係の構築については、これまでの取組に加え、一層の充実が求められる。その際、国際的な視点から見た質の保証についても留意が必要。
(これまでの主な取組内容)
 - ・国際的な大学ネットワークの形成
 - ・ダブル・ディグリーの積極的な検討
 - ・大学事務局における国際部局の充実
 - ・海外拠点の設置等
- 国際化に取り組む大学によるコミュニティを形成するため、既存の海外の大学との大学間交流協定やコンソーシアム等の取組をベースとして、国際化に熱心に取り組む大学の緩やかな連合体を形成することも考えられる。
- 諸外国の動きについては、特に、ヨーロッパにおける高等教育圏創設の動きについて注視が必要。
我が国の大学においても、E C T S（欧州単位交換制度）を参考として、欧州の大学と教育プログラムの戦略的連携を進めている例もあり、これらの大学において得られた知見も踏まえ、引き続き教育連携関係の構築の在り方について検討すべき。
- アジア域内における連携に関しては、大学間の連携や流動性の拡大に伴い、域内の質保証をどのように担保していくかが重要になっていることに留意することが必要。
国際的な質保証に関する情報基盤としてはユネスコの高等教育情報ポータル構築

事業が取組を開始しており、アジア域内においてもこれらの積極的な活用を促すことが必要。

また、ユネスコの「アジア・太平洋地域における高等教育の学業・卒業証書及び学位の認定に関する地域条約」をはじめ、アジア・太平洋域内における単位認定や質保証に関するネットワークの動向にも留意が必要。

(4)国際化の評価

(委員からの主な意見)

- 各大学の国際化を着実に進めていくと同時に、我が国の大学の魅力を発信していくためには、国際化についても適切な評価とその発信が望ましい。
- 現在行われている国際化の評価については、大学の自己点検・評価や認証評価制度に基づく評価、国立大学法人における中期目標・中期計画に基づく評価等がある。また、具体的な評価内容についても多様な評価がなされている。

(大学の国際化に係る評価項目の例)

- －留学生交流の充実
- －英語コース設置や単位互換、ダブル・ディグリー、教育課程の改善状況
- －外国人教員の招聘、日本人教職員の英語能力向上等、教員・事務局等の教育体制の改善
- －国際プロジェクトや海外の大学とのコンソーシアムへの参画、大学間協定の締結、海外拠点等の整備や共同利用の在り方等、連携の推進状況
- －その他国際化インフラの整備(英語によるホームページや学内資料・掲示の充実、英語が使える教職員の割合等)

また、諸外国における大学の国際化評価に関して積極的な取組も参考としつつ、国際化に関する評価を更に充実していくことが必要。

(諸外国の取組例)

- －CHE (ドイツ高等教育開発センター) による高等教育国際化評価指標案
- －ACE (米国教育協議会) による国際化評価

(5)海外における日本の大学の情報の提供

(委員からの主な意見)

- 海外における日本の大学の情報提供については、日本の大学の広報の仕方が画一的であったり、情報提供が個々の大学にとどまっておらず広がりがなく、決め手になる情報を提供してこなかったのではないかと指摘がある。
- 留学生が帰国後に受けた教育の内容を説明するための情報が少ないことも、留学生が日本を目指すインセンティブを弱めることになっているとの指摘もある。

- 我が国全体の大学の信頼性についての認識を高めるため、設置認可や認証評価といった日本の質保証システムについても、積極的に情報提供していくことが望ましい。
- また、情報提供の在り方として、国際的な情報発信媒体の活用も視野に入れることが考えられる。その際、必要な情報の整理や、国際的な評価に対応できる質の保証が求められることに留意すべき。

(参考)

○英語教育に関する取組状況

- ・ 英語による授業のみで卒業できる大学 5 大学 6 学部
- ・ 英語による授業のみで修了できる大学院研究科 5 7 大学 1 0 1 研究科

○外国人教員数(平成19年5月1日現在 学校基本調査)

	国立	公立	私立	合計
本務者	2.6%	3.2%	4.0%	3.4%
(外国人教員/大学全体の教員数)	(1,579/60,991)	(378/11,786)	(3,806/94,859)	(5,763/167,636)
兼務者	5.2%	5.2%	7.3%	6.7%
(外国人教員/大学全体の教員数)	(1,801/34,571)	(630/12,138)	(8,885/121,509)	(11,316/168,218)

○高等教育機関在学者に占める留学生の割合

	米国	英国	ドイツ	フランス	オーストラリア	中国	日本
高等教育機関在学者数(千人)	10,312	1,428	2,019	2,232	945	23,083	3,547
留学生受入数(人)	5,675	3,561	2,484	2,650	2,286	1,411	1,238
留学生割合(%)	5.5	24.9	12.3	11.9	24.2	0.6	3.3
調査年	2005年	2005年	2005年	2005年	2004年	2005年	2007年

米国は「OPEN DOORS」、英国はHESA、ドイツは連邦調査庁、フランスは教育省、オーストラリアはDEST、中国は中国教育部、日本は学生支援機構のほか、ユネスコ文化統計年鑑

○OTAの人数(平成18年度、文部科学省調査)

	国立	公立	私立	計
平成16年度	43,885	1,962	28,096	73,943
平成17年度	43,719	2,106	32,456	78,281
平成18年度	44,128	2,540	33,229	79,897

○日本人の海外留学数

国・地域名	留学生数(人)
米国	42,215
中国	19,059
英国	6,395
オーストラリア	3,172
ドイツ	2,547
フランス	2,337
台湾	1,879
カナダ	1,750
韓国	914
ニュージーランド	913

米国は「OPEN DOORS」、中国は中国教育部、英国、オーストラリア、ドイツ、フランス、カナダ、韓国、ニュージーランドはOECD「Education at a Glance」、台湾は台湾教育部各2004年版

2. 世界的規模での大学に関する評価活動への対応と、大学の評価における国際的な視点の導入

- 大学教育のグローバル化に対応して、高等教育の質保証を国際的な観点から検討することは、世界的に重要な課題となっている。
- 国際機関においては、ユネスコ/OECDにおいて、「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」が策定され、政府や高等教育機関等が取り組むべき指針が提案されるとともに、ユネスコにおいて「高等教育機関に関する情報ポータル」が構築されている。
また、欧州で進行するボローニャ宣言においても、質の保証の共通システムの構築が検討されている(参考1)。
- さらに、学習成果の評価に関する国際レベルのプロジェクトとして、OECDにおいて高等教育の学習成果の評価についてフィージビリティ・スタディの実施が提案され、我が国の工学分野への参加が決定されたところである(参考2)。
- 一方、各国においても、大学の設置認可や多様な実施主体による評価制度が設けられているとともに、学習成果を測定する取組も始められている(参考3)。
- また、民間等においては、評価手法等に課題が見られるものもあるとされつつも、いわゆる世界的な大学総合ランキングや国内大学ランキング、分野別ランキングやベンチマーキングといった大学評価活動が行われている例がある(参考4)。
- これらの大学評価活動に対しては、その影響力を勘案しながら、各国において大学の質の改善につながる取組が実施されている例も見られる(参考5)。

高等教育の国際的な質保証を巡る世界の動向

大きな変革期にある大学を取り巻く国際情勢

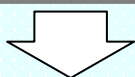
国際機関等における検討

国際的な大学間の競争と協働が進展
(分校、提携、eラーニングなど)

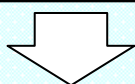
学位等の国際通用性の確保

ディグリー・ミル等からの学習者等の保護の観点

米国・豪州等を発端に、世界各国においても「ディグリー・ミル(真正な学位と紛らわしい称号を供与する者)」による学習者被害の問題が顕在化



高等教育の質保証を国際的な観点から検討することが世界的な重要課題に



ユネスコ決議 (2003.11) :
各国に高等教育の質保証体制の充実を要請

①ユネスコ/OECD

国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン

質の高い教育を提供する枠組みの構築、学生等の保護のために「政府」、「高等教育機関」等が取り組むべき事項を指針として提唱。2004年4月以降3回の策定会合を経て、ガイドラインを採択。

ユネスコ(2005年10月)、OECD(2005年12月)

②ユネスコ

高等教育機関に関する情報ポータル

高等教育機関に関するポータルサイト作成のため、18カ国程度が参加するパイロット・プロジェクトを実施。日本も参加。

ヨーロッパにおける取組例

2010年までに「欧州高等教育圏」の建設を目指して

英独仏の高等教育の特徴

- * 実質的に、ほぼすべてが国立(州立)
- * 新規の大学設置は、ほとんどない

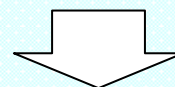
ボローニャ宣言(1999年)

欧州29カ国の教育大臣が署名
(2007年5月には46ヶ国に拡大)

- ・ 3段階構成の学修課程の導入
学士(3年)、修士(2年)、博士(3年)
- ・ ECTS(ヨーロッパ単位互換システム)を更に普及
- ・ 学位の学修内容を示す共通様式(「ディグリー・マ・ザ・リミット」)の2005年以降の本格的導入
- ・ 質の保証の共通システムの構築;

* 各国の質保証システムの中で、

- ①機関の内部評価および外部評価の実施、
 - ②アクリディテーションを含む質の保証システムを構築
- * 欧州質保証ネットワーク(ENQA)において、
欧州における質の保証におけるスタンダード、手続き、指針の開発、適切なピア・レビューの方策検討



各国の事前関与と相まって、高等教育の質保証と制度の共通化を目指す

OECD高等教育における学習成果の評価（AHELO）の 検討状況について

- 昨年12月17日及び18日、OECD本部において各国代表者による第1回AHELO専門家会合が開催され、我が国の工学分野への参加が決定された。
(各国の参加分野)
 - 一般的技能：フィンランド、韓国、メキシコ、ノルウェー、英国（確認中）
 - 工学：日本、オーストラリア、スウェーデン
 - 経済学：ベルギー（フラマン語圏）、イタリア、メキシコ（確認中）、オランダ
- 工学分野におけるテストの具体的な実施内容については、引き続き議論を進めることとされた。また、背景情報については、大学に過度な負担がかからないよう、一般的技能や工学、経済学を実施する国・大学が任意で参加することとされた。
- 今後のスケジュールについては、作業に必要な日程を確保するため、フィージビリティ・スタディの実施期間を2011年まで1年延長することとし、2010年から2011年にかけて各参加国でテストを実施することとしている（我が国での実施は2010年12月頃）
- 第2回AHELO専門家会合は本年4月16日及び17日に予定されており、我が国としても、フィージビリティ・スタディの実施に向けた体制を整備していくこととしている。

(参考) AHELOフィージビリティ・スタディの概要

- ・近年の高等教育の拡大や国際化の進展に伴い、高等教育の多様な質を評価することが重要になっていることから、政府や高等教育機関、質保証機関による学習成果の評価方法の改善に資するため、経済協力開発機構（OECD）は、高等教育における学習成果の評価（AHELO：Assessment of Higher Education Learning Outcomes）についてフィージビリティ・スタディ（試行的に試験を行い、本格的な実施可能性を明らかにすること）の実施を提案。
- ・昨年1月11日－12日に東京において開催されたOECD非公式教育大臣会合において、渡海文部科学大臣（当時）が、フィージビリティ・スタディに我が国が参加する意志があることを表明。
- ・「OECD高等教育における学習成果の評価に関するワーキンググループ」においては、昨年9月30日に開催された第1回ワーキンググループにおいて、OECDより提示された4つの分野について、実現可能性が高いなどの理由から工学を一位とする旨議論され、OECDに参加を申し込んだところ。

※ワーキンググループにおける議論を踏まえOECDに回答した参加分野の順位

1. 工学
2. 背景情報（学生教員比率、図書館蔵書数、カウンセリング体制等の教育環境）
3. 一般的技能（批判的思考力、分析的論理づけ能力、問題解決能力等）
4. 経済学

※OECDからは4分野について優先順位をつけて回答するよう求められている

諸外国の質保証システムの概要

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
大学の設置認可等	<p>(州立) 大学理事会の創設、新キャンパスの設置、学部・大学院の増設については、州議会による立法措置あるいは何らかの承認が必要。 また、学部・大学院の増設等に関して、複数の州立大学理事会の取組を調整する機関が置かれている場合は、州議会による承認の前に、当該機関による承認が求められる。</p> <p>(私立) 各州政府が各州ごとに定められる基準に基づき認可。通常、機関の設置と学位授与権が別々に認可される。</p>	<p>(旧大学：1992以前からの大学) 国王による設立の勅許状又は立法措置により法人格及び学位授与権が付与。</p> <p>(新大学等：1992年以降の大学) QAAによる審査を経て枢密院が認可。学位授与権と「大学」の名称使用は別々に認可される。学位授与権の認可に際しては他大学の監督の下で学位プログラムを提供する4年以上の経験(学位は監督大学名で授与)が必要。 なお、高等教育カレッジの一部にも学位授与権が付与されている。</p>	<p>(国立) 政令により個別に設置される。当該大学における学位プログラムについては、国と各大学間での4年ごとの契約の中で認証される。学位授与権は大学のほか一部のグランゼコール等に認められている。博士号の授与はアクレディテーションを受けた博士課程研究科のみが可能。</p> <p>(私立) 私立の高等教育機関の設立自体は自由であるが、「大学」の名称を用いることは禁じられている。</p>	<p>(州立) 各州高等教育関連法に基づき、州大学創設委員会が基本構想を作成し、州議会が審議の上設置。 ただし、学士課程・修士課程の設置認可を受ける場合、原則としてアクレディテーションを受けていることが条件。</p> <p>(私立) 各州政府が各州の大学法等の規定に基づき認可。 原則として、機関及び設置される課程に対するアクレディテーションを受けていることが条件。</p>
評価種類	①アクレディテーション(機関及び分野別の2種類) ②州立大学に対する州政府の業績評価	①教育評価 ②研究評価 ③大学の活動状況指標	・機関評価(及び教員評価制度評価) ・研究評価 ・教育課程及び学位評価	①業績評価(教育と研究) ②アクレディテーション(機関及び課程別の2種類)
実施主体	①民間アクレディテーション団体 ②州政府	①高等教育審査機関(QAA) ②高等教育財政審議会(HEFCE) ③HEFCE、政府、大学等による合同グループ	・研究高等教育評価機構(AERES:国の機関であるが、法律により独立した立場を有する)	①州又は州の委託団体 ②機関に対しては主に独学術協議会が、課程に対しては認定アクレディテーション団体を実施。
目的	①教育研究の質の維持・向上 ②州民(納税者)への説明責任	・教育研究の質の維持・向上、政府補助金の配分の際の資料	・教育研究の質の維持・向上	・教育研究の質の維持・向上
方法	①自己評価報告書の作成、提出→視察団による現地調査→視察団の調査結果に基づくアクレディテーション授与の適否の審査、決定。 ②各州が業績評価指標を設定しその結果を評価。	①QAAの監査チームによる現地での機関監査→監査結果の公表及び対象機関に対する勧告。 ②HEFCEの評価委員会が研究分野ごとに評価を実施。 ③個別の指標ごとに各大学の取組状況をベンチマークとともに公表。	・自己評価、研究成果等に係る情報の提出→専門家訪問グループによる現地訪問、報告→AERES評価報告書作成→評価報告書の公表。	①自己報告→ピアレビュー→対象機関による報告書の公表(毎年又は数年ごとに実施)。 ②自己報告→現地調査→アクレディテーション団体による評価報告書の作成・改善策の勧告→改善策に対する対象機関の態度表明(数年ごとに実施)。
結果の利用	①連邦政府奨学金やその他の連邦の交付金(NSFのグラントの一部など)の受給条件。(特に、政府保証の学生ローンを含む連邦政府奨学金は、州や民間を含めた全米の奨学金の6割に相当し、各高等教育機関にとって貴重な財源となっている) ②約6割の州では交付金の予算配分に反映。 ・予算編成過程で評価結果を一要素として考慮(14州) ・評価結果に基づいて自動的に配分額を算定(8州) ・評価結果に基づいて配分額を算定後、追加額を審議(7州)	①大学の説明責任の一環(例外的に、評価結果により公的資金の停止もあり得る)。 ②毎年のHEFCEによる研究補助金配分において傾斜配分を実施。 ③大学の説明責任の一環。	・国と大学との契約(機関の目的や活動内容)の履行状況に関して、AERESが実施する評価(機関評価、研究評価、教育課程及び学位評価)の結果を、予算配分決定の際に考慮。 ・国のアクレディテーション(AERESによる機関評価、研究評価、教育課程評価及び学位評価の結果に基づく)を受けていることが各高等教育機関における博士号授与の要件。	①各州は、州又は州の委託団体が行う評価結果を州立大学の予算配分に反映。 ②各大学の教育課程の新設には、分野別アクレディテーションをうけていることが条件となっている。
その他の仕組み	・各種アセスメントテスト:各団体において様々なレベル、内容のアセスメントテストが開発、実施(例:CLA、MAPP、GRE) ・高等教育機関の検索・比較サイト:各高等教育機関の学費や入学率、学位取得率等の情報を公開(例:連邦教育省運営のCollege Navigator) ・連邦政府の高等教育統計(IPEDS):高等教育に関する基本統計であり、ウェブ上で機関間の比較が可能。 ・学術団体(NRC)による分野別大学院課程評価(15年毎)	・学外試験委員制度:学生の卒業試験の問題作成や学位審査において他大学の教員等の参加・協力を得る制度。 ・高等教育資格枠組み:学位レベルごとに学生が修得すべき一般的な知識・技能を記述した指標。QAAが作成。 ・分野別ベンチマーク:各学問分野ごとに学士レベルで身につけるべき知識・技能等を記述した指標。QAAが作成。	・評価方法、報告等は公表され、AERESウェブサイトで見覧可能 ・評価報告書に対し、評価対象機関の長による反論が設けられる。	・分野別ベンチマーク、学校選択等を目的に、高等教育開発センター(CHE)が分野別ベンチマーク(ランキング)を実施。

※ 文部科学省作成

民間等による大学評価指標の例について

民間等による世界的な大学ランキングとして、各国学者のピア・レビュー、論文引用数等を指標とする英国 TIMES 紙による「世界大学ランキング」や、上海交通大学による「世界大学学術ランキング」があるが、それ以外にも多様な評価を実施する取組がある。

例えば、CHE による「ExcellenceRanking」では、プログラム内容、教育研究組織、学生による評価、U.S.NEWS & World Report による「America's Best College」では、選抜性、卒業進級率、財政資源等の指標が使用されている。

ランキング	評価項目の例
TIMES 別冊 THES (Times Higher Education Supplement) 「World University Rankings」 (英国)	①各国学者のピア・レビュー(40%) ②雇用者の評価(10%) ③学生一人あたり教員比率(20%) ④教員一人あたり論文引用数(20%) ⑤外国人教員比率(5%) ⑥留学生比率(5%)
上海交通大学 「世界大学学術ランキング」 (中国)	①受賞卒業生の数(10%) ②受賞スタッフ数(20%) ③被引用研究者数(20%) ④ネイチャー誌とサイエンス誌論文数(20%) ⑤論文引用数(20%) ⑥規模(10%)
CHE 「ExcellenceRanking」 (ドイツ) ※ CHE : Centre for Higher Education Development	①博士課程のプログラム ②修士課程のプログラム ③教育研究組織の状況 ④大学全体の状況 ⑤公開データによる評価 ⑥学生による評価
U.S.NEWS & World Report 「America's Best College」 (米国)	①ピア・レビュー(25%) ②選抜性(15%) ③教員資源(20%) ④卒業進級率(20%) ⑤財政資源(10%) ⑥同窓生の寄付(5%) ⑦卒業達成率(5%)

国際的な大学評価活動への各国の対応について

各国では、評価手法等に課題が見られるものもあるとしながらも、その影響力を勘案し、以下に見られるような評価項目に関わる事項の改善や独自の評価等、大学の質の改善につながる取組を実施。

【各国の取組】

EU (欧州高等教育圏創設に係る事項は除く)

大学を多面的に評価するランキングを作成すべく、パイロットプロジェクトを開始することを公表。

【概要】 予算：110万ユーロ (約1億4000万円)、期間：2009～2011年
分野：工学・ビジネス

フランス

サルコジ政権の公約を踏まえ、2012年までに世界トップ20のうち2大学、トップ100のうち10大学を目指す。

研究あるいは研究・高等教育の双方を担う機関間の相互連携を目的とする4年間のプロジェクトを政府と契約し、大学の研究教育機能を強化。

ドイツ

「学術分野における国際化への連邦政府の戦略」を策定し、最良の学生が集まる環境整備、国際的な若手研究者の育成に努める。

CHE (Centre for Higher Education Development) がドイツ国内の大学を対象としたランキングを作成しており、2007年からはヨーロッパの自然科学系の大学院を対象とした独自の大学ランキングを作成。

中国

世界の大学の中における国内の大学の位置を明らかにすることが重要であり、世界の大学との距離を確認し、国内の大学の教育・研究水準を強化するという観点から、2003年より上海交通大学が世界大学学術ランキングを作成。

韓国

国立大学において、世界ランキングを意識した対応。例えばソウル大学では、理系分野で専攻ごとに目標を設定 (理学部：ノーベル賞受賞者の輩出、工学部：世界10位以内など)。